

事業計画書 記載項目

※本様式は、電子申請のご準備のために記載（入力）項目を参考にご案内するものです。本様式では申請できませんので、ご注意ください。（申請時に添付の必要もありません。）

※申請は、申請受付開始日の 17:00 以降、電子申請システムから手続きを行ってください。

必ず電子申請システム操作マニュアルを確認しながら、間違いのないよう入力してください。

0. 誓約・同意事項

当補助金に申請をする場合、申請者自身が電子申請システムで以下の事項に同意する必要があります。

誓約・同意事項に同意いただけない場合は申請できません。

1	<p>(総論)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社は、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の公募要領等の記載内容を全て確認・理解したうえで、当社自身が申請を行います。また、当社は事業計画の作成及び実行に責任をもって取り組みます。
2	<p>(補助対象要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社及び当社が申請する事業内容は、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の申請要件（補助事業の目的、補助対象者、補助対象事業等）を満たしています。
3	<p>(みなし大企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社は、みなし大企業ではありません。
4	<p>(反社会的勢力の排除)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条に規定する暴力団または暴力団員と関係がある事業者ではありません。
5	<p>(補助金等の二重受給)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社が申請する事業は、国（独立行政法人等を含む）が支出する他の制度（補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等）と重複を含む事業及び同一又は類似した内容の事業ではありません。 また、当社が申請する事業は、中小企業庁が所管する補助金（中小企業生産性革命推進事業、事業再構築補助金、中小企業省力化投資補助金等）と同一の補助対象経費を含む事業ではありません。 あわせて、当社は、今後も事業内容や補助対象経費が重複する補助金等は受けません。
6	<p>(補助事業実施期限等の遵守)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社は、補助事業実施期限までに発注・納入・支払・検収等の全ての手続きを完了のうえ実績報告書を提出し、期限までに精算払請求を行います。
7	<p>(交付決定額)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社は、補助金交付候補者としての採択は、提出した事業計画に記載のある補助対象経費の全額に対して補助金の交付を保証するものではなく、交付申請を事務局が精査する中で補助対象外経費が判明すること等により、交付決定額が減額あるいは全額対象外となる場合があることについて同意します。
8	<p>(申請情報等の取扱い)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社は、上記5. について、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）及びものづくり補助金事務局（以下「事務局」という。）が重複受給の確認を行うため、中小機構及び中小企業庁所管の各補助金事務局が保有する各補助金申請者に係る申請・交付等に関する情報を利用することに同意します。 また、効率的な補助金執行のため、事務局が保有する当補助金申請者に係る申請・交付等に関する情報について、中小機構及び中小企業庁所管の各補助金事務局に対して情報共有することに同意します。 当社は、（事業計画書作成支援者の支援を受けている場合、）事務局（サポートセンターを含む）及び地域事務局が、事業計画書作成支援者と直接それぞれの業務の範囲内で申請や事業計画の内容の限り情報交換することがあることに同意します。
9	<p>(その他違反等に係る処分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記誓約・同意事項に反する事実や、申請にあたって虚偽や事実と異なる点があったことが明らかになった場合、また、公募要領や交付規程、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等を行った場合には、不採択、採択決定取消し、交付決定取消し、補助金返還、事業者名及び代表者名を含む不正内容の公表等が行われることに同意します。

(2) 株主等一覧表

(20 年 月 日現在)

主な株主又は出資者	株主名又は出資者名		所在地	大企業	出資比率(%)
	①			【 】	%
	②			【 】	%
	③			【 】	%
	④			【 】	%
	⑤			【 】	%
	⑥	ほか 人			%

※株主名又は出資者名が大企業の場合【 】内に○を付してください。

(3) 役員一覧(監査役を含む。)

役職名	氏名	フリガナ	生年月日(西暦)			会社名 注. 他社と兼務の場合
			年	月	日	
						【 】
						【 】

※兼業する他社が大企業の場合【 】内に○を付してください。

(4) 経営状況表(直近2期分の実績)

(単位:円)

	20 年 月~20 年 月	20 年 月~20 年 月
① 売上高	円	円
② 営業利益		
③ 経常利益		
④ 税引後当期利益		
⑤ 人件費		
⑥ 減価償却費		
⑦ 付加価値額		
⑧ 設備投資額		
⑨ 給与支給総額		
⑩ ⑨のうち役員報酬		
⑪ ⑨のうち従業員給与		
⑫ ⑪のうち賞与		
⑬ ⑪のうち給料賃金		
⑭ 役員数		
⑮ 従業員数		

公募開始日時点において、確定している(申告済の)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていない場合チェック

※超えている場合は申請することができません。

チェック

4. 事業内容

(1) 事業枠

- 製品・サービス高付加価値化枠
- グローバル枠
 - 海外への直接投資に関する事業
 - 海外市場開拓（輸出）に関する事業
 - インバウンド対応に関する事業
 - 海外企業との共同で行う事業

<以下は特例措置の適用を申請する場合に選択>

- 【大幅な賃上げに係る補助上限額引上げの特例】を希望する
※ただし、各申請枠の補助上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例の適用を申請する事業者については適用不可です。

- 【最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例】を希望する
※ただし、常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者については適用不可です。

下表に実績を入力の上、要件に該当する場合にチェックしてください。

【要件】2023年10月から2024年9月までの間で、3か月以上、補助事業実施場所で雇用している全従業員のうち、事業実施都道府県における最低賃金+50円以内で雇用している従業員が30%以上いる。

	'23/ 10	'23/ 11	'23/ 12	'24/ 01	'24/ 02	'24/ 03	'24/ 04	'24/ 05	'24/ 06	'24/ 07	'24/ 08	'24/ 09
従業員数												
+50円※												
割合												

- 厚生労働省所管の産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）を利用する予定がある。
※ただし、製品・サービス高付加価値化枠のみ選択可能です。

なお、予定がある場合はチェックのうえ、次のイ～ハを事業計画書の「⑥今回の事業が事業計画期間に市場に与える効果／付加価値額の増加」において事業計画期間の実施体制を説明する中で、明記してください。

イ 採用予定者の配置部署・役職名、部下の有無

ロ 採用予定者が従事する業務の内容（生産性向上に資する取り組みとの関連性を含む）、職種

ハ 採用予定者に求める資格、スキル、経験など

(2) 事業計画名 (30字以内)

※導入・開発設備、製品・サービス開発等の内容、本補助事業により実現したいことなどが明確にわかる事業計画名としてください。採択された場合、採択案件一覧として公表されます。
事業計画名の誤記入や未入力などがある場合は、記載不備として審査対象外となります。

本事業で取り組む対象分野となる業種 (日本標準産業分類、中分類)	コード		名称	
----------------------------------	-----	--	----	--

(3) 事業計画の概要 (100字以内)

※何を導入・開発し、それにより何をして、どのような効果を得る事業計画であるかを簡潔に記載して下さい。ただし、補助事業の活用事例として公表することがあるため、公表して支障のあるノウハウや知的財産等を含む内容は記載しないで下さい。

本事業で導入・開発予定の機械装置等の名称	※導入あるいは開発する機械装置等について、単価で50万円以上となるものの名称を全て記載してください。
該当するもの全てにチェック <input type="checkbox"/> 機械装置の導入(購入等) <input type="checkbox"/> 機械装置の開発 <input type="checkbox"/> システムの導入(購入等) <input type="checkbox"/> システムの開発	

(4) 事業分野 (いずれか一つを選択し☑)

製品・サービス高付加価値化枠は「**新商品(試作品)開発**」もしくは「**新役務(サービス)の開発**」のいずれかとなります。

- | | |
|---|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 新商品 (試作品) 開発 | <input type="checkbox"/> 新たな生産方式の導入 |
| <input type="checkbox"/> 新役務 (サービス) の開発 | <input type="checkbox"/> 新たな提供方式の導入 |

(5) 具体的内容

① 今回の事業実施の背景（1000字以内）

市場・顧客動向を始めとした外部環境と、現在の事業内容、保有する技術、経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）といった内部環境について記載のうえで、自身の強みと弱みを明らかにし、解決しようとする課題について具体的に示してください。

② 会社全体の事業計画（1000字以内）

事業者としての経営理念、経営戦略を記載のうえで、どのような中長期的なビジョンの下に、どのように課題を解決し、どう会社全体としての事業を展開していくのかについて述べてください。その中で今回の事業がどう位置づけられるのかについて明確にしてください。

会社全体の事業計画の数値計画(表)の根拠、及び実現の道筋の説明については、下記⑥⑦の方で詳細を記載してください。

③ 今回の事業／事業実施期間の具体的なアクション（1000字以内）

今回の事業は何をする事業であるか(新製品・新サービスの開発内容や海外重要開拓内容等)を示した上で、事業実施期間中の具体的なアクション(誰が、いつ、何をするのか)を記載してください。但し、設備投資内容の詳細については「④今回の事業に要する経費」に記載してください。

また、具体的な目標・KPI(事業実施期間内)とその達成手段を記載してください。達成手段については、必要な能力・技術力を有していること、必要な体制(社内外の人材、専門的知見、事務処理能力等)がとられること、必要な資金調達が財務状況に応じて見込まれること、適切な遂行方法とスケジュールが組まれていること、がそれぞれ審査項目となっているため、特に明確に示しながら説明してください。

④ 今回の事業に要する経費（1000字以内）

③のアクションにおいて必要となる経費(今回の事業に要する経費)について、必要性(事業との関係性)や機能・性能、及び期待される効果・有用性を説明してください。「5.経費明細表」に記載する投資内容(購入・開発等)の説明となる内容としてください。

③のアクションと直接関係の無い経費及び自己負担する経費は含みませんので記載しないでください。

なお、それぞれの経費について、公募要領を確認し、補助対象経費として対象となるものとならないもの(申請する経費と申請しない経費)とを明確にしてください。

なお、機械装置については他との差異を説明するうえで型番まで明らかにしてください。

⑤ 今回の事業の革新性・差別化（1000字以内）

今回の事業の新しい部分、創意工夫の部分等のアピールポイント、他者との差別化、競争優位性について説明してください。今回の事業で提供する製品・サービスと競合する他社製品・サービスや代替製品・サービスに関する分析、及び自身の保有する技術等の強みをどう活用するかを踏まえてください。

特に、製品・サービス高付加価値化枠に申請する場合、開発する製品・サービスの革新性が審査項目となっているため、革新性について具体的かつ詳細に記載してください。

⑥ 今回の事業が事業計画期間に市場に与える効果／付加価値額の増加（1000字以内）

会社全体の事業計画の数値計画(表)の根拠、及び実現の道筋の説明として、今回の事業を実施することにより、その後の事業計画期間(事業化段階)において、市場に対してどのような効果あるいは課題解決につなげるのかを記載してください。国内における生産性向上に資するものであることを明確に示してください。

また、今回の事業について、事業計画期間(事業化段階)における効果発揮に向けての方策(販売方法やビジネスモデル、事業の実施体制)、スケジュール、想定している市場(ユーザー、マーケット及び市場規模)を示してください。運転資本の調達計画があればあわせて記載してください。その際、价格的・性能的な優位性、収益性、現在の市場規模・動向、顧客ニーズの調査・検証を踏まえること、またそのうえで目標となる時期・売上規模・量産化時の価格を示すこと等により、根拠が具体化され、実現可能性が十分示されていることが重要です。

なお、付加価値額の増加については、その目標値の高さと実現可能性が審査項目となっています。

⑦ 今回の事業が事業計画期間に自身に及ぼす効果／賃金引上げ（500字以内）

会社全体の事業計画の数値計画(表)の根拠、及び実現の道筋の説明として、今回の事業を実施した成果、及び⑥で記載した付加価値額の増加の効果を踏まえた賃金の引上げ(給与支給総額、一人当たり給与支給総額、事業所内最低賃金)の計画について、会社全体の事業計画の根拠となるよう具体的に記載してください。

なお、給与支給総額、1人あたり給与支給総額、事業所内最低賃金についてはその目標値の高さと実現可能性が審査項目となっています。

大幅な賃上げに係る補助上限額引上げの特例適用での応募の場合は、提出する「大幅な賃上げ特例に係る計画書」の内容の要約で結構です。

⑧ 地域の資源や地域経済への貢献（500字以内）

地域の資源の活用や地域経済への貢献、シナジー効果など、国の政策に合致する取り組みであるかを説明ください。

⑨ グローバル枠の追加事項（1000字以内）

以下の5点（グローバル枠に応募するにあたっての固有の補足事項）を具体的に記載してください。

1. 海外展開等の実施体制及び計画。
2. 海外事業に係る専門性（自身または連携する外部専門家等について）。
 - 海外事業に関する業務を自身のみで遂行する場合には、これまでにいつどの国に対し、どのような商品を輸出あるいは役務の提供をしたかなど、申請者の遂行能力が分かる情報について具体的かつ詳細に説明してください。
 - 海外展開・新市場開拓等に成功した支援実績等を有する外部専門家等を活用する場合には、当該外部専門家等がいつどの国に対し、どのような商品の輸出・役務の提供を支援したかなど、外部専門家等の遂行能力が分かる情報について、具体的かつ詳細に説明してください。
3. 事前の市場調査分析、及びそれを踏まえた製品・サービス開発。
 - 海外事業に関する実現可能性調査の実施内容を記載してください。実現可能性調査とは、市場調査や現地規制調査、取引先の信用調査等、海外事業の実現可能性を判断するための調査をいいます。
4. 国内の地域経済への寄与（将来的な国内での新たな需要や雇用創出を含め）。
5. ブランディング・プロモーション等の具体的なマーケティング戦略。（広告宣伝・販売促進費を対象経費に計上する場合）

なお、これらのエビデンスとして、次の書類をPDF化のうえ提出が必要です。

- ① 海外への直接投資に関する事業
海外子会社等の事業概要・財務諸表・株主構成が分かる資料
- ② 海外市場開拓（輸出）に関する事業
事前のマーケティング調査に基づく、想定顧客が具体的に分かる海外市場調査報告書（製品等の最終販売先の2分の1以上が海外顧客であることが分かる資料）
- ③ インバウンド対応に関する事業
想定顧客が具体的に分かるインバウンド市場調査報告書（製品・サービス等の販売先の2分の1以上が訪日外国人であることが分かる資料）
- ④ 海外企業と共同で行う事業
共同研究契約書又は業務提携契約書（検討中の案を含む）

※ 提出資料は日本語で作成されたもの、若しくは日本語訳を必ずつけてください。

会社全体の事業計画

電子申請システム入力

事業計画期間における会社全体の事業計画を作成してください。

(単位：円)

計算単位：会社全体	基準年度	補助事業終了後				
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	[年 月期]	[年 月期]	[年 月期]	[年 月期]	[年 月期]	[年 月期]
事業所内最低賃金						
① 売上高						
② 営業利益						
③ 経常利益						
④ 人件費						
⑤ 減価償却費						
⑥ 付加価値額 (②+④+⑤)						
付加価値額の伸び率 (%)						
労働分配率 (%) (④÷⑥×100)						
⑦ 設備投資額						
⑧ 給与支給総額						
⑨ ⑧のうち、役員報酬						
⑩ ⑧のうち、従業員の 給与支給総額						
⑪ ⑩のうち、賞与						
⑫ ⑩のうち、給料、賃金 (⑩-⑪)						
給与支給総額の 伸び率 (%)						
⑬ 役員数						
⑭ 従業員数						
一人当たり給与支給総額 (⑧÷(⑬+⑭))						
役員一人当たり給与支給総額 (⑨÷⑬)						
従業員一人当たり給与 支給総額 (⑩÷⑭)						
従業員一人当たり給与、賃金 (⑫÷⑭)						

応募時直近の事業所内最低賃金 [円]

※1 基準年度には、「額の確定日を含む事業年度の前の事業年度」の決算の実績値又は見込値が入ります。申請時に見込値を入れた場合は、交付申請時あるいは実績報告時に実績値に置き換えます。

※2 当該事業年度の3月末時点における事業所内最低賃金を入れてください。

≪補助事業の売上高≫

(単位：円)

	基準年度 ※1 [年 月期]	1年後 [年 月期]	2年後 [年 月期]	3年後 [年 月期]	4年後 [年 月期]	5年後 [年 月期]
売上高 ※2						

※1 基準年度には、「額の確定日を含む事業年度の前の事業年度」の当該補助事業の実績値又は見込み値が入ります。

製品・サービス高付加価値化枠の場合は原則として0(ゼロ)となります。

本事業計画(表)で示した数値は、補助事業終了後に、事業化状況等報告において付加価値額や給与支給総額等の伸び率の達成状況を確認します。

5. 経費明細表 電子申請システム入力

(単位：円)

経費区分	(A)事業に要する経費 (税込みの額)	(B)補助対象経費 (税抜きの額)	(C)補助金交付申請額 (B)補助対象経費×補助率 以内(税抜きの額)		(E)積算基礎 (A)事業に要する経費 の内訳(機械装置名、 単価×数量等)
			(D)補助率	/	
機械装置・システム構築費 (単価50万円以上)					
機械装置・システム構築費 (単価50万円未満)					
技術導入費※2					
専門家経費※3					
運搬費					
クラウドサービス利用費					
原材料費					
外注費※3					
知的財産権等関連経費※2					
海外旅費※4					
通訳・翻訳費※5					
広告宣伝・販売促進費※6					
合計	(A)	(B)	(C)		

- (A)には今回の事業に要する経費の合計額を入れます。自己負担分は含みません。
- (B)には、(A)のうち、補助対象経費に該当し、申請する経費の合計額を入れます。
- (C)には、(B)に補助率を乗じた金額の範囲内で、全体で補助上限額を超えないよう設定します。

- ※1 機械装置・システム構築費以外の経費は、総額で500万円(税抜き/グローバル枠は1000万円)までを補助上限額とします。
- ※2 技術導入費及び知的財産権等関連経費は、それぞれ、補助対象経費総額の3分の1を上限額とします。
- ※3 専門家経費及び外注費は、それぞれ、補助対象経費総額の2分の1を上限額とします。
- ※4 海外旅費は補助対象経費総額の5分の1を上限額とします。一度の渡航での海外旅費の使用は、事業者3名まで(専門家、通訳者が海外に同行する場合には事業者3名に加え2名まで)とし、1人あたり最大50万円(税抜き)を限度とします。
- ※5 本経費は最大30万円(税抜き)までを限度とします。
- ※6 広告宣伝・販売促進費は補助対象経費総額の2分の1を上限額とします。なお、マーケティング調査費については、対象外となります。
- ※4、5、6 グローバル枠のうち、海外市場開拓(輸出)に関する事業のみで補助対象となります。

6. 資金調達内訳 電子申請システム入力

<事業全体に要する経費調達一覧>

区分	事業に要する経費(円)	資金の調達先
自己資金		
補助金 交付申請額	(C)	
借入金		
その他		
合計額	(A)	

<補助金を受けるまでの資金>

区分	事業に要する経費(円)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
その他		
合計額	(C)	

経理担当者の役職名・氏名 _____ 連絡先 _____

※つなぎ融資が必要な場合、本補助金の交付決定通知を電子記録債権化し、これを譲渡担保として金融機関から融資を受けられるサービス(ものづくり補助金対応POファイナンス)等の利用が可能です。また、本補助金の交付決定債権を金融機関等に譲渡できます。さらに、資金繰りの観点から必要と認められた場合に、支払い済みの補助対象経費分について事業の完了前に補助金の支払いを受けることができます。

※大幅な賃上げに係る補助上限額引上げの特例を申請する場合は、上記の他、様式4の「大幅な賃上げ計画書」も併せて作成してください。

(公募要領からの一部抜粋)

■補助事業の目的

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者が今後複数年にわたる相次ぐ制度変更に対応するため、生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発や海外需要開拓を行う事業のために必要な設備投資等に要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、中小企業者等の生産性向上を促進し経済活性化を実現することを目的とします。

■補助対象者

本補助事業の補助対象者は、日本国内に本社及び補助事業の実施場所（工場や店舗等）を有する、所定のA) 中小企業者、B) 小規模企業者・小規模事業者、C) 特定事業者の一部、D) 特定非営利活動法人、E) 社会福祉法人のいずれかに該当する者に限ります。なお、グローバル枠のうち、海外への直接投資に関する事業を行う場合においては、日本国内のほか海外にも補助事業の実施場所を有していることが必要です。

【補助対象外となる事業者】

- ・申請締切日を起点にして、過去14か月以内に本補助金の補助金交付候補者として採択された事業者、又は申請締切日時点において本補助金の交付決定を受けて補助事業実施中の事業者。
- ・申請締切日時点において、過去に交付決定を受けたにもかかわらず、「事業化状況・知的財産権等報告書」を未提出の事業者。
- ・申請締切日を起点にして、過去3年間に2回、本補助金の交付決定を受けた事業者。
- ・みなし大企業
- ・公募開始日時時点で、確定している（申告済の）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える事業者。
- ・申請以降に前記A)～E)のいずれにも該当しなくなった事業者及びみなし大企業に該当することとなった事業者。
- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある事業者。
- ・みなし同一事業者（いずれか1社の申請しか認められません。）
 - ◇親会社が議決権の50%超を有する子会社が存在する場合、親会社と子会社は同一法人とみなします。
 - ◇親会社が議決権の50%超を有する子会社が複数存在する場合、親会社と複数の子会社は全て同一法人とみなします。
 - ◇個人が複数の会社それぞれの議決権を50%超保有する場合も同様に、複数の会社は同一法人とみなします。
 - ◇親会社が議決権の50%超を有する子会社が、議決権の50%超を有する孫会社や、更にその孫会社が議決権の50%超を有するひ孫会社等についても同様の考え方にに基づき、同一法人とみなします。
 - ◇上記に該当しない場合であっても、代表者が同じ法人についても同一法人とみなします。
- ・申請時に虚偽の内容を提出した事業者。
- ・応募申請時点において、一時的に資本金の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数の増加を行うなど、専ら本事業の補助対象となることのみを目的として、資本金の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数を変更していると認められる事業者。
- ・事業の遂行に主体的でないと判断される事業者。G ビズ ID を他者に貸し出す、他者が取得した G ビズ ID を使用する、事務局との窓口担当者を外部支援機関等に任せる等の行為は主体的でないとみなします。
- ・経済産業省及び中小機構から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者

詳細は、公募要領 P6～13 を確認してください。

■補助対象事業

製品・サービス高付加価値化枠：革新的な新製品・新サービス開発の取り組みに必要な設備・システム投資等

グローバル枠：海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備・システム投資等

【補助対象外となる事業】

- ・本公募要領にそぐわない事業（前記「補助事業の目的」に沿わない事業を含む）。
- ・本事業の主たる課題の解決そのものを他者へ外注又は委託する事業、及び本事業の主たる部分を他者に外注又は委託し、企画だけを行う事業。
- ・事業の実施にあたり、実質的に労働を伴わない事業及び専ら資産運用的性格の強い事業。（例：無人駐車場（コインパーキング等）運営にあたって単に機械装置の購入のみを行う事業等）
- ・購入した設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間貸与させるような事業。
- ・主として従業員の解雇を通じて、本補助事業の要件を達成させるような事業。
- ・公序良俗に反する事業。
- ・法令に違反する及び法令に違反する恐れがある事業並びに消費者保護の観点から不適切であると認められる事業。
- ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条各項に規定する営業に関する事業。
- ・設定されている上限を超える補助金を計上する事業。
- ・事業計画の重複となる事業。
 - ◇同一法人・事業者が今回の公募で複数申請を行っている事業（同一法人・事業者にはみなし同一事業者を含む。）
 - ◇過去又は現在において提出された、他の法人・事業者と同一又は類似した内容の事業。
- ・国庫及び公的制度からの二重受給となる事業※。
 - ◇補助対象経費の重複に限らず、テーマや事業内容から判断し、国（独立行政法人等を含む）が支出する過去又は現在の他の制度（補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等）との重複を含む事業、及び同一又は類似した内容の事業。
- ・中小企業庁が所管する補助金（中小企業生産性革命推進事業、事業再構築補助金、中小企業省力化投資補助金等）と同一の補助対象経費を含む事業。
- ・提出された事業計画書に記載の事業内容や事業実施スケジュール等を踏まえて、事務局が事業の遂行が困難であると判断した事業（極端に開発期間の短いシステム構築等）。
- ・その他、申請要件を満たさない事業。

詳細は、公募要領 P3～6 を確認してください。

■みなし大企業

次の(1)～(5)のいずれかに該当する事業者。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等。
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等。
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等。
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者等が所有している中小企業者等。
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等。

※「大企業」とは、「中小企業基本法」に規定する中小企業者以外の者であり、前記A)～E)に該当しない場合、大企業に該当します。また、自治体等の公的機関に関しても、中小企業基本法の範囲外であり、大企業とみなします。

詳細は、公募要領 P12 を確認してください。